2026年11月13日

各　　位

会社名　GMOペパボ株式会社
代表者名　代表取締役社長　佐藤　健太郎
（コード番号 3633　東証スタンダード）
問い合わせ先　取締役　杉野　由紀夫
ＴＥＬ　03-5456-3021

当社親会社　GMOインターネットグループ株式会社
代表取締役グループ代表
代表者名　会長兼社長執行役員・CEO
兼グループAI変革最高責任者・CAIO
熊谷　正寿
（コード番号 9449　東証プライム）

単独株式移転による持株会社体制への移行および持株会社による GMOメイクショップ株式会社の完全子会社化に向けた協議開始に関するお知らせ

GMOペパボ株式会社（以下「当社」といいます。）は、本日開催の当社取締役会において、2027年４月１日（予定）を効力発生日として、当社の単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により持株会社である「GMO AIコマースホールディングス株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立し、持株会社体制へ移行することを決議し、株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成いたしました。

あわせて、本日開催の当社取締役会において、持株会社体制への移行後の組織再編の一環として、本株式移転による持株会社の設立後、持株会社を株式交換完全親会社、当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社（以下「GMOインターネットグループ」といいます。）の子会社であるGMOメイクショップ株式会社（以下「GMOメイクショップ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により、GMOメイクショップを持株会社の完全子会社とすること（以下「本統合」といいます。）に向けてGMOインターネットグループおよびGMOメイクショップとの間で協議を開始することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本統合は、持株会社にとって支配株主との取引等に該当する見込みです。

本株式移転は、2027年１月19日開催予定の当社臨時株主総会において本株式移転計画の承認が得られること、および所要の手続が完了することを前提としております。

当社は、本株式移転により持株会社の完全子会社となるため、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において上場廃止（2027 年３月 30 日（予定））となりますが、持株会社の普通株式については、東京証券取引所スタンダード市場へ上場（テクニカル上場）を申請いたします。なお、上場日は 2027 年４月１日を予定しております。

記

１．持株会社体制への移行の背景および目的

当社および当社の連結子会社（以下、総称して「当社連結企業集団」といいます。）は、「もっとおもしろくできる」を企業理念に掲げ、個人および中小事業者の表現活動・経済活動を支えるドメイン・レンタルサーバー（ホスティング）事業、EC 支援事業、ハンドメイド事業等のインターネットサービスを提供してまいりました。

近年、生成 AI の急速な普及をはじめとして、当社連結企業集団を取り巻く事業環境はかつてない速度で変化しております。特にコマース領域においては、AI を活用した商取引の自動化・高度化が急速に進展しており、こうした環境変化を成長機会として捉え、持続的な成長を実現するためには、当社連結企業集団全体の経営戦略機能と各事業の執行機能を分離し、経営資源の配分をより機動的に行うことができる経営体制を構築することが不可欠であると考えるに至りました。

かかる認識のもと、当社は持株会社体制へ移行することにより、以下の実現を企図しております。

（１）　当社連結企業集団の経営戦略機能強化：持株会社が当社連結企業集団の経営戦略の立案および経営資源の最適配分に専念することで、環境変化に対応した機動的な経営を実現します。

（２）　各事業における意思決定の迅速化と自律的な成長：各事業会社への権限委譲を進め、事業特性に応じた迅速な意思決定と責任の明確化を図ります。

（３）　事業ポートフォリオの機動的な拡大：コマースおよびその周辺領域を中心に、当社連結企業集団内外の経営資源の結集、業務提携等による事業ポートフォリオの拡大を機動的に行うことができる体制を構築します。後記「６．持株会社による GMO メイクショップの完全子会社化に向けた協議について」に記載する本統合は、国内を代表する EC プラットフォームグループの創出に向けた、その第一歩となるものです。

（４）　当社連結企業集団のガバナンス強化：当社連結企業集団の経営管理と事業執行の分離により、監督と執行の役割を明確化し、ガバナンスの一層の強化を図ります。

また、持株会社の商号は「GMO AI コマースホールディングス株式会社」とする予定です。これは、AI 技術の徹底活用により、個人から企業まであらゆる事業者の商取引を支えるサービス群を連結企業集団の中核と位置づけ、その持続的な拡大を図るという当社連結企業集団の経営の方向性を示すものです。

なお、ドメイン・レンタルサーバー（ホスティング）事業は、事業者がインターネット上で活動するための基盤を提供するものであり、商取引を支える当社連結企業集団の事業の土台として、引き続き中核的な事業と位置づけております。持株会社体制への移行後も、ドメイン・レンタルサーバー（ホスティング）事業および AI 関連サービスを含む既存の各事業は継続し、AI 技術の

活用によりその価値の一層の向上を図ってまいります。

２．本株式移転の要旨

（１）本株式移転の日程

取締役会決議日（本株式移転計画の作成）	2026 年 11 月 13 日
臨時株主総会基準日設定公告日	2026 年 11 月 14 日（予定）
臨時株主総会基準日	2026 年 12 月１日（予定）
本株式移転計画承認に係る臨時株主総会	2027 年１月 19 日（予定）
東京証券取引所への上場申請日	2027 年２月１日（予定）
当社普通株式の上場廃止日	2027 年３月 30 日（予定）
持株会社の設立登記日	2027 年４月１日（予定）
持株会社の株式上場日	2027 年４月１日（予定）

（注）上記日程は現時点における予定であり、本株式移転に係る手続の進行、東京証券取引所における上場審査その他の事由により、変更となる可能性があります。日程に変更が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

（２）本株式移転の方式

当社を株式移転完全子会社、新たに設立する持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転です。

（３）本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	GMO AI コマース ホールディングス株式会社 （株式移転設立完全親会社）	GMO ペパボ株式会社 （株式移転完全子会社）
株式移転比率	1	1

① 株式移転比率

本株式移転が効力を生ずる時点の直前時における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式１株につき、設立する持株会社の普通株式１株を割当交付いたします。

② 単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、１単元の株式数は 100 株とする予定です。

③ 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社１社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様に不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社の普通株式１株に対して持株会社の普通株式１株を割り当てることといたしました。

④ 第三者算定機関による算定結果、算定方法および算定根拠

上記③の理由により、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

⑤ 本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 5,158,851 株（予定）

当社の発行済株式総数（5,468,700株）に基づき算出しておりますが、効力発生日までに当社の発行済株式総数が変動した場合には、持株会社が交付する上記新株式数も変動いたします。

なお、当社は、本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時までに当社が保有することとなる自己株式（本件株式移転に際して会社法第806条第1項に定める株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全部を直前時において消却する予定であるため、当社の2026年9月30日時点における自己株式数（309,849株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

また、当社の株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、自己株式数が変動した場合は、持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

（4）本株式移転に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。

（5）持株会社の配当方針等

当社は、連結配当性向 65%以上または株主資本配当率（DOE）10%以上のいずれか高い方を配当額として、株主の皆様に還元することを配当の基本方針としております。持株会社においても、当該方針を引き継ぐ予定です。

3．持株会社の上場申請に関する事項

当社は、新たに設立する持株会社の株式について、東京証券取引所スタンダード市場への新規上場を申請する予定です。上場日は、本株式移転の効力発生日である 2027 年4月1日を予定しております。また、当社は、本株式移転により持株会社の完全子会社となるため、持株会社の上場に先立ち、2027年3月30日（予定）をもって東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止となる予定です。

なお、持株会社の上場は東京証券取引所の審査の結果によるものであり、上場日その他の日程は変更となる可能性があります。

4．本株式移転の当事会社（株式移転完全子会社（当社））の概要

（2025年12月31日現在）

（1）名称	GMOペパボ株式会社
（2）所在地	東京都渋谷区桜丘町26番1号　セルリアンタワー
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役社長　佐藤　健太郎
（4）事業内容	ドメイン・レンタルサーバー（ホスティング）事業、EC支援事業、ハンドメイド事業等
（5）資本金	262百万円
（6）設立年月日	2003年1月10日
（7）発行済株式数	5,468,700株

（8）決算期	12月31日
（9）大株主および持株比率 （発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する所有株式数の割合）	1. GMOインターネットグループ株式会社　58.76% 2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）4.02% 3. GMOインターネット株式会社　2.09% 4. 佐藤 健太郎 0.92% 5. 松尾 志郎 0.81% 6. NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE STATE TEACHERS RETIREMENT SYSTEM OF OHIO 0.77% 7. モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 0.73% 8. 楽天証券株式会社共有口 0.63% 9. ペパボ社員持株会 0.63% 10. 五十島 啓人 0.58%

（10）最近3年間の経営成績および財政状態（連結）　（単位：百万円）

決算期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
純資産	1,811	2,389	2,798
総資産	10,874	11,418	11,320
1株当たり純資産（円）	343.22	452.75	542.50
売上高	10,903	10,922	10,959
営業利益又は営業損失（△）	△340	829	932
経常利益又は経常損失（△）	△246	937	1,229
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）	△628	591	878
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	△119.16	112.12	168.68
1株当たり配当金（円）	0.00	57.00	111.00

5．本株式移転により新たに設立する会社（株式移転設立完全親会社（持株会社））の概要（予定）

（1）商号	GMO AIコマースホールディングス株式会社（GMO AI Commerce Holdings, Inc.）
（2）所在地	東京都渋谷区桜丘町26番1号　セルリアンタワー
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役社長　佐藤　健太郎
（4）事業内容	連結企業集団の経営管理およびこれに附帯又は関連する業務
（5）資本金	100百万円（予定）
（6）設立年月日	2027年4月1日（予定）
（7）決算期	12月31日
（8）純資産・総資産	現時点では確定しておりません。

６．持株会社による GMO メイクショップの完全子会社化に向けた協議について

（１）本統合の背景および目的

GMO メイクショップは、EC 構築プラットフォーム「makeshop byGMO」を中堅・大規模事業者向けに提供しております。一方、当社は、「カラーミーショップ」等を通じて、個人・中小事業者向けを中心とする EC 支援事業を展開しております。

両社の事業は、対象とする事業者の規模において相互に補完関係にあり、これらを持株会社のもとに結集することにより、個人から大規模事業者までのあらゆる事業者の商取引を一気通貫で支援する国内を代表する EC プラットフォームグループを創出し、AI 活用による商品・機能開発、営業・マーケティングおよびシステム基盤の共通化、物流等の周辺領域との連携等のシナジーを実現することが可能になると考えております。

当社、GMO インターネットグループおよび GMO メイクショップは、本統合が、当社連結企業集団の持続的な成長と企業価値の向上に資するとともに、AI 時代におけるコマース領域のリーディングカンパニーの実現に向けた重要な一歩となるものと考えており、本統合に向けた協議を開始することを決定いたしました。

（２）本統合の形態

本統合は、本株式移転による持株会社の設立後、持株会社を株式交換完全親会社、GMO メイクショップを株式交換完全子会社とする本株式交換により、GMO メイクショップ株式の全部を持株会社が取得することを予定しております。

本株式交換の対価としては、持株会社の普通株式もしくは議決権を有しない種類株式（以下「Ａ種種類株式」といいます。）またはその双方を交付することを想定しております。ただし、本株式交換の対価の種類（普通株式およびＡ種種類株式の割合を含みます。）、内容および割当ての内容（株式交換比率）、Ａ種種類株式の内容、実施時期その他の条件については現時点で未定であり、今後、３社間の協議並びに後記「６．持株会社による GMO メイクショップの完全子会社化に向けた協議について（４）本統合に関する公正性担保措置および利益相反回避措置」に記載する手続を経て決定次第、速やかにお知らせいたします。

上記は現時点における方針であり、今後の協議・検討の結果によっては、本統合の形態又は内容が変更となる場合や、本統合を実施しないという結論に至る可能性があります。

（３）本統合後の持株会社株式の上場に関する事項

本統合は、持株会社の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることを前提として、その上場を維持したうえで実施することを想定しております。当社および GMO インターネットグループは、本統合の対価の設計を含む持株会社の資本政策について、スタンダード市場の上場維持基準（流通株式比率を含みます。）への継続的な適合に十分配慮して検討を進める方針であり、本株式交換の対価として議決権を有しないＡ種種類株式を交付することを想定しているのは、この方針に基づくものです。

（４）本統合に関する公正性担保措置および利益相反回避措置

GMO インターネットグループは、本日現在、当社普通株式の 58.76％を所有する当社の支配株

主であり、本株式移転の効力発生後は持株会社の支配株主となる予定です。また、GMO メイクショップは GMO インターネットグループの子会社であり、持株会社と GMO メイクショップとの間の株式交換により、GMO インターネットグループ等が保有する GMO メイクショップ株式の全部を持株会社が取得する本統合は、持株会社にとって、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める「支配株主との取引等」に該当する見込みです。そこで、当社は、本統合の公正性を担保し、支配株主と一般株主との間の利益相反を回避するため、以下の措置を講じております（今後講じる予定の措置を含みます。）。

① 特別委員会の設置および意見の取得

当社は、本統合に関する検討を開始するに際し、GMO メイクショップは GMO インターネットグループの子会社であり、また、GMO インターネットグループは本株式移転により持株会社の親会社となる予定であることから、本統合については、GMO インターネットグループと持株会社又は持株会社の少数株主との間に構造的な利益相反および情報の非対称性の問題が類型的に存すること、他方で、本統合の直接の当事者となる持株会社は現時点で未設立であり、持株会社において特別委員会を設置することができないこと等に鑑み、本株式移転により持株会社の少数株主となる予定である当社の少数株主の利益を確保するため、2026 年９月 24 日開催の当社取締役会の決議により、当社および GMO インターネットグループ並びに本統合の成否から独立した当社の独立社外取締役（監査等委員）である宍戸一樹氏、雨宮雄一氏および山内真理氏の合計３名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、持株会社の設立後における持株会社の取締役会による本統合に係る意思決定に先立つ事前検討として、本特別委員会に対し、（ⅰ）本統合の目的の正当性・妥当性（本統合が持株会社の企業価値の向上に資するかを含みます。）、（ⅱ）本統合の取引条件（株式交換比率を含みます。）の公正性・妥当性、（ⅲ）本統合の手続の公正性、（ⅳ）上記（ⅰ）から（ⅲ）その他の事項を踏まえ、本統合を行うことが持株会社の少数株主にとって不利益でないか、並びに（ⅴ）その他当社取締役会が本統合の検討に当たって適宜検討を委嘱する事項（以下、総称して「本委嘱事項」といいます。）について検討することを委嘱いたしました。なお、本委嘱事項の範囲内において細目を定める必要が生じた場合には、その内容は本特別委員会の委員長に一任しております。

本特別委員会は、持株会社の設立後に持株会社の取締役会の決議により設置される予定の特別委員会（本特別委員会と同一の委員で構成することを想定しております。以下「持株会社特別委員会」といいます。）による検討に先立ち、本統合に係る事前の検討を行う機関として位置付けられております。持株会社特別委員会は、本特別委員会における検討内容および検討結果を踏まえて審議し、持株会社の取締役会に対して答申を行うことを想定しております。

また、当社は、2026 年９月 24 日開催の当社取締役会において、本特別委員会に対し、（ａ）当社が GMO インターネットグループとの間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限（必要に応じて、GMO インターネットグループとの交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、および自ら GMO インターネットグループと交渉を行うことを含みます。）、（ｂ）本統合に関して、必要に応じて、本特別委員会が自らの財務もしくは法務等のアドバイザーを選任し（この場合の費用は当社が負担します。）、又は当社が選任するアドバイザーを指名もしくは承認（事後承認を含みます。）し、専門的助言を求める権限、並びに（ｃ）当社の役職員に対して、本特別委員会への出席を要求し、又は本委嘱事項の検討および判断に必要な情報の提供を要求する権限を付与して

おります。

本特別委員会は、その設置日である 2026 年９月 24 日から本日までの間に会合を２回開催したほか、電子メール等を通じて審議を行い、当社並びに当社のフィナンシャル・アドバイザーおよびリーガル・アドバイザーから、本株式移転および本統合のスキーム、上場維持基準に関する整理、GMO インターネットグループとの間で合意することを検討している事項等について説明を受け、質疑応答を行ったうえで、2026 年 11 月 12 日開催の本特別委員会において、以下の内容を含む意見（以下「本意見」といいます。）を決定し、本日開催の当社取締役会においてこれを述べております。

（ア）　本統合に向けた協議を開始すること、および、かかる協議において GMO インターネットグループとの間で持株会社普通株式の上場維持への協力に関する合意を行うことを検討する方針は、当社の少数株主の利益に配慮したものと認められること。

（イ）　本統合の条件（Ａ種種類株式の内容を含む。）については、現時点で未定であるため本意見の対象とせず、本統合の条件の決定に先立ち、持株会社特別委員会において、本特別委員会における検討内容および検討結果を踏まえ、改めて検討のうえ答申が行われる予定であること。

（ウ）　以上を踏まえ、当社取締役会が本統合に向けた協議を開始する旨を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられること。

当社取締役会は、本意見の内容を最大限尊重したうえで、本日の決議を行っております。持株会社は、本統合の条件の決定に先立ち、持株会社特別委員会を設置し、持株会社特別委員会に対して本委嘱事項と同一の事項を諮問し、答申書を取得する予定です。

② GMO インターネットグループから独立した第三者算定機関による株式価値の算定（必要に応じて、公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）の取得を含みます。）を、本統合の条件の決定に先立ち行うこと。

③ GMO インターネットグループから独立したフィナンシャル・アドバイザー（G-FAS 株式会社）およびリーガル・アドバイザー（岩田合同法律事務所）を選任し、その助言を得ていること。

④ GMO インターネットグループの役職員を兼務する当社取締役会長　熊谷　正寿は、本日の当社取締役会における本統合に関する審議および決議に参加しておらず、今後も持株会社の取締役会における本統合に関する審議および決議に参加しない予定であること。

また、本統合の実施を決定する際には、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、支配株主との取引等に関する事項（少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況、公正性担保措置および利益相反回避措置の内容、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要等）を開示いたします。

（５）GMO インターネットグループとの合意に関する事項

当社および GMO インターネットグループは、本統合の実施に当たり、持株会社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場における上場が本統合後も維持されるよう、GMO インターネットグループが株主として可能な範囲で必要な措置を持株会社と協議のうえ講じること、および持株会社普通株式の上場の維持に支障を及ぼす行為又はその決定を持株会社に要請しないこと等を内容

とする覚書その他の合意書面を、GMO インターネットグループと持株会社との間で締結することを検討しております。これらの合意は、持株会社普通株式の流通株式比率を維持し、持株会社の資本政策の柔軟性および経営の自主性を確保することを目的とするものです。

上記の合意書面の締結は、前記「６．持株会社による GMO メイクショップの完全子会社化に向けた協議について（４）本統合に関する公正性担保措置および利益相反回避措置」に記載する手続を経て持株会社の取締役会において決定する予定であり、その内容は決定次第速やかにお知らせいたします。

（６）本統合の日程

当社、GMO インターネットグループおよび GMO メイクショップは、本株式移転による持株会社の設立後、前記「６．持株会社による GMO メイクショップの完全子会社化に向けた協議について（４）本統合に関する公正性担保措置および利益相反回避措置」の手続を経て、持株会社の取締役会において本株式交換契約の締結を決議し、持株会社の株主総会の承認その他所要の手続を経たうえで、本統合の効力を発生させることを目指して協議を進めてまいります。ただし、今後の協議・検討の結果次第では、上記予定が変更となる可能性があります。本統合の具体的な内容および時期につきましては決定次第お知らせいたします。

７．本統合の相手先（GMO メイクショップ）の概要

（2026 年 10 月 31 日現在）

（１）商号	GMO メイクショップ株式会社
（２）所在地	東京都渋谷区桜丘町 26 番１号　セルリアンタワー
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO　向畑 憲良
（４）事業内容	ネットショップ支援（EC プラットフォーム）「makeshop byGMO」の提供等
（５）資本金	50 百万円
（６）設立年月日	2004 年９月 22 日
（７）発行済株式数	40,800 株
（８）決算期	12 月 31 日
（９）大株主および持株比率	GMO インターネットグループ株式会社　99.00％ その他　1.00%
(10) 当社と当該会社との関係	資本関係：当社と当該会社との間に直接の資本関係はありません。なお、当社の親会社である GMO インターネットグループが当該会社の株式の 99%を所有しております。 人的関係：当社と当該会社との間に記載すべき人的関係はありません。 取引関係：当社と当該会社との間に記載すべき取引関係はありません。 関連当事者への該当状況：当該会社は、当社の親会社の子会社（兄弟会社）であり、当社の関連当事者に該当します。

（11）最近３年間の経営成績および財政状態			（単位：百万円）
決算期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
純資産	2,508	2,724	2,802
総資産	4,221	4,472	4,472
売上高	5,438	5,593	5,216
営業利益	751	803	561
経常利益	722	782	565
当期純利益	453	565	352

※業績数値については未監査となります。

８．会計処理の概要

本株式移転は、企業結合に関する会計基準における「共通支配下の取引等」に該当し、のれんは発生しない見込みです。本統合に係る会計処理については、本統合の形態および条件の決定後、速やかにお知らせいたします。

９．支配株主との取引等に関する事項

本株式移転は、当社による単独株式移転であることから、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める「支配株主との取引等」には該当しません。

他方で、本統合は、前記「６．持株会社によるGMOメイクショップの完全子会社化に向けた協議について（４）本統合に関する公正性担保措置および利益相反回避措置」に記載のとおり、持株会社にとって「支配株主との取引等」に該当する見込みであることから、本特別委員会の意見を取得のうえ本日の決議を行っており、条件の決定に際しては持株会社特別委員会から答申書を取得し、決定時に所要の事項を開示いたします。当社は、コーポレート・ガバナンス報告書に記載の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に従い、本統合を含む支配株主との取引等について、一般株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。

10．今後の見通し

本株式移転は当社単独の株式移転による持株会社体制への移行であり、当社連結企業集団の連結業績に与える影響は軽微である見込みです。持株会社体制移行後の当社連結企業集団の事業は、引き続き当社（持株会社体制移行後は持株会社傘下の事業会社）が継続して運営いたします。本統合が当社連結企業集団の業績に与える影響を含め、今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以　上